

県立中部病院将来構想検討委員会部会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は県立中部病院将来構想検討委員会設置要綱(以下「設置要綱」という。)第6条の規定に基づき、県立中部病院将来構想検討委員会部会(以下「部会」という。)の運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 部会は委員会から付託された事項について検討する。

(構成)

第3条 部会は次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 中部病院長
- (2) 病院事業統括監
- (3) 医療企画監
- (4) 看護企画監
- (5) 中部病院副院長(医師)
- (6) 中部病院副院長(看護)
- (7) 土木建築部施設建築課長
- (8) 保健医療介護部医療政策課長
- (9) 県医師会を代表する者
- (10) 琉球大学病院を代表する者
- (11) 中部地区医師会を代表する者
- (12) 県看護協会を代表する者
- (13) 中部市町村会を代表する者
- (14) その他部会長が適当と認める者

2 委員がやむを得ない理由により部会に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

(部会長)

第4条 部会に部会長及び副部会長を置く。

2 部会長は、病院事業統括監をもって充てる。

3 副部会長は、部会長が指名し、部会長に事故があるとき、又は、部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会長の職務)

第5条 部会長は部会の事務を総括し、部会の結果を委員会(設置要綱第1条に規定する委員会をいう。)に報告する。

(会議)

第6条 部会は、部会長が招集する。

2 会議の議事進行は部会長が行う。

(意見の聴取)

第7条 部会は、必要に応じて、委員以外の者から意見若しくは説明を聞くことができる。

(庶務)

第8条 部会に関する庶務は、総務企画課で処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則
この要綱は、令和 5 年 7 月 7 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

県立中部病院将来構想検討委員会部会委員名簿

〔設置要綱第3条に基づく構成員〕

	氏 名	現 職 名	備 考
1	玉城 和光	中部病院長	
2	宮城 和一郎	病院事業統括監	委員長
3	中矢代 真美	医療企画監	
4	徳嶺 恵美	看護企画監	
5	天願 俊穂	中部病院副院長（医師）	
6	神里 敬子	中部病院副院長（看護師）	
7	仲本 利江	土木建築部施設建築課長	
8	古堅 宗一郎	保健医療介護部医療政策課長	
9	宮里 達也	県医師会副会長	
10	梅村 武寛	琉球大学病院副院長	
11	島袋 敬之	中部地区医師会事務局長	
12	吉田 智枝美	県看護協会常任理事	
13	座喜味 保	中部市町村会事務局長	
14	武岡 光明	建築士事務所協会長	